

(旧) 大阪市立大学年俸制教員給与規程

制 定 平成 31. 4. 1 規程 38

最近改正 令和 4. 9. 30 規程 620

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規程は、公立大学法人大阪教職員就業規則（以下「就業規則」という。第 57 条の規定に基づき、同条第 3 号に掲げる教員（以下「年俸制教員」という。）の給与に関する事項を定めるものとする。

(給与の種類)

第 2 条 年俸制教員の給与は、基本年俸、業績年俸及び諸手当とする。

2 諸手当の種類は、基本年俸の調整額、管理職手当、職務負担手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当、管理職員深夜勤務手当、宿日直手当及びクロスアポイントメント手当とする。

第 2 章 基本年俸の支給基準

(基本年俸)

第 3 条 基本年俸は、その者の職務と責任に応じて、別表第 1 の基本年俸表に定める額を支給する。

(職務の級の決定)

第 4 条 年俸制教員の職務の級（別表第 1 の基本年俸表に定める職務の級をいう。以下同じ。）は、その職務の複雑、困難及び責任の度に基づき、公立大学法人大阪教職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規程（以下「昇給等規程」という。）の教員の例により決定する。

(採用時の基本年俸)

第 5 条 新たに年俸制教員となった者の基本年俸の号給は、昇給等規程の教員の例により決定する。

2 前項にかかわらず、大阪市立大学年俸制特定有期雇用教員給与規程（以下「年俸制有期教員給与規程」という。）の適用を受ける者から引き続いて、新たに年俸制教員となった者の基本年俸の号給は、年俸制有期教員給与規程の適用を受ける初日において教員となったものとみなして昇給等規程の教員の例により決定される号給に、年俸制有期教員給与規程の適用を受けていた期間の合計月数（1 月未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を 3 月で除して得た号給数を加えた号給とする。

(昇格・降格時の基本年俸)

第 6 条 年俸制教員が昇格又は降格した場合における基本年俸の号給は、昇給等規程の教員の例により決定する。

(基本年俸の定時改定)

第7条 基本年俸の改定は、その者の評価の期間における人事評価、勤務状況等を勘案して、直前の定時改定以後の勤務年数（1年未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）に応じて、その者の号給に、別表第2に定める号給数を加えた号給とする。

2 前号に定めるもののほか、改定に必要な事項は、理事長が定める。

(基本年俸の情勢改定)

第8条 前条に定めるほか、理事長が必要であると認める場合については、本法人の業務の実績及び社会一般の情勢を考慮し、基本年俸を改定することができる。

(基本年俸の決定の特例)

第9条 第4条による職務等級の定めがない職にある者の基本年俸の額は、理事長がその者の職務の内容及び経歴等を勘案して決定する。

2 その者の従事する職務の内容、経歴及び人事評価等を考慮し、理事長が特に必要と認める場合については、前条の規定にかかわらず基本年俸の額を決定することができる。

(基本年俸の調整額)

第10条 職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤務の強度、勤務時間、勤務環境その他の勤務条件が同じ職務の級に属する他の職に比して著しく特殊な職であり、基本年俸表の額をもって基本年俸とすることが適当でないと認められるときは、調整額を支給する。

2 前項の規定により調整額を支給する年俸制教員は別表第3に定める者とし、支給額は同表の支給額欄に定める額とする。

第3章 業績年俸の支給基準

(業績年俸)

第11条 業績年俸は、第2章の規定により決定する職務の級及び号給に応じて、別表第4の業績年俸表に定める額を支給する。

2 前条の規定により基本年俸の調整額の支給を受ける者については、別表第4の業績年俸表に定める額に別表第5の業績年俸加算表の加算額欄に定める額を加算した額を業績年俸とする。

3 第15条の規定により管理職手当の支給を受ける者については、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める額を第1項又は第2項に規定する額に加えることができる。

- (1) 1種 114,810円
- (2) 2種 103,306円
- (3) 3種 80,410円
- (4) 4種 68,906円
- (5) 5種 34,400円
- (6) 6種 22,896円

(評価による業績年俸の加算及び減算)

第 12 条 第 7 条の規定により決定する評価の結果が優秀な年俸制教員の業績年俸は、次の各号に掲げる評価区分に応じて、当該各号に定める額を第 1 項に規定する額に加えた額とすることができる。

- (1) 評価が S である者 理事長が定める額
- (2) 評価が A である者 200,000 円

2 第 7 条の規定により決定する評価の結果が C である年俸制教員の業績年俸は、第 1 項に規定する額から 200,000 円を減じた額とすることができる。

(業績年俸の情勢改定)

第 13 条 前条に定めるほか、理事長が必要であると認める場合については、本法人の業務の実績及び社会一般の情勢を考慮し、業績年俸を改定することができる。

(業績年俸の決定の特例)

第 14 条 第 4 条による職務等級の定めがない職にある者の業績年俸の額は、理事長がその者の職務の内容及び経歴等を勘案して決定する。

2 その者の従事する職務の内容、経歴及び人事評価等を考慮し、理事長が特に必要と認める場合については、前条の規定にかかわらず業績年俸の額を決定することができる。

第 4 章 諸手当の支給基準

(管理職手当)

第 15 条 年俸制教員の管理職手当については、給与規程第 12 条及び第 13 条を準用して支給する。

(職務負担手当)

第 16 条 年俸制教員の職務負担手当については、給与規程第 14 条を準用して支給する。

(初任給調整手当)

第 17 条 年俸制教員の初任給調整手当については、給与規程第 15 条を準用して支給する。

(扶養手当)

第 18 条 年俸制教員の扶養手当については、給与規程第 16 条から第 18 条までを準用して支給する。

(地域手当)

第 19 条 年俸制教員には、地域手当を支給する。

2 地域手当の月額、扶養手当及び管理職手当の月額の合計額に 100 分の 16 (東京都の特別区の存する地域に在勤する年俸制教員にあつては、100 分の 20) (第 32 条に規定する休職者については、扶養手当の月額) を乗じて得た額とする。

(地域手当の始期及び終期)

第 20 条 月の途中において、採用され、地域手当の額が変更され又は退職した場合の地域手当については、給与規程第 10 条及び第 11 条を準用して、計算する。

(住居手当)

第 21 条 年俸制教員の住居手当については、給与規程第 21 条から第 23 条までを準用して支給する。

(通勤手当)

第 22 条 年俸制教員の通勤手当については、給与規程第 24 条を準用して支給する。

(単身赴任手当)

第 23 条 年俸制教員の単身赴任手当については、給与規程第 25 条から第 27 条までを準用して支給する。

(特殊勤務手当)

第 24 条 年俸制教員の特殊勤務手当については、給与規程第 28 条を準用して支給する。

(時間外勤務手当)

第 25 条 年俸制教員の時間外勤務手当については、給与規程第 29 条を準用して支給する。この場合、勤務 1 時間当たりの給与額を、第 28 条に規定する額と読み替えるものとする。

(夜間勤務手当)

第 26 条 年俸制教員の夜間勤務手当については、給与規程第 30 条を準用して支給する。この場合、勤務 1 時間当たりの給与額を、第 28 条に規定する額と読み替えるものとする。

(管理職員深夜勤務手当)

第 27 条 年俸制教員の管理職員深夜勤務手当については、給与規程第 31 条を準用して支給する。この場合、勤務 1 時間当たりの給与額を、第 28 条に規定する額と読み替えるものとする。

(時間外勤務手当等の計算の基礎となる勤務 1 時間当たりの給与額)

第 28 条 年俸制教員の勤務 1 時間当たりの給与の額は、次の計算式により得られる額とする。

「基本年俸（調整額含む）の額」＋「業績年俸の額」＋「諸手当の年額」

「年間勤務時間」

2 前項に規定する諸手当の年額とは、次の計算式により得られる諸手当の額に 12 を乗じて得た額とする。

「諸手当の額」＝「管理職手当の月額」＋「管理職手当に対する地域手当の月額」＋「職務負担手当の月額」＋「初任給調整手当の月額」

3 第 1 項に規定する年間勤務時間とは、次の計算式により得られる時間とする。

「年間勤務時間」＝「週所定労働時間数」×（365－「年間祝日等日数」）÷365×52

4 前項の週所定労働時間数及び年間祝日等日数の定義については、給与規程第 32 条第 3 項の規定を準用する。

5 第 3 項に規定する年間勤務時間に 30 分未満の端数があるときはこれを切り捨て、30 分以上 1 時間未満の端数があるときはこれを 1 時間に切り上げる。

(時間外勤務手当等の計算)

第 29 条 前 4 条の規定により勤務 1 時間につき支給する時間外勤務手当及び夜間勤務手当の額を算定する場合において、当該額に、50 銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、

50 銭以上 1 円未満の端数を生じたときはこれを 1 円に切り上げる。

- 2 時間外勤務手当及び夜間勤務手当の支給の基礎となる勤務時間数は、その月の全時間数（支給割合を異にする場合においては、各別に計算した時間数）によって計算するものとし、この場合において、当該時間数に、30 分未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、30 分以上 1 時間未満の端数を生じたときはこれを 1 時間に切り上げる。

（宿日直手当）

第 30 条 年俸制教員の宿日直手当については、給与規程第 34 条を準用して支給する。

（クロスアポイントメント手当）

第 31 条 年俸制教員のクロスアポイントメント手当については、給与規程第 36 条を準用して支給する。

第 5 章 休職者等の給与

（休職者等の基本年俸及び諸手当）

第 32 条 次の各号に掲げる休職等となった年俸制教員のその間の基本年俸及び諸手当については、給与規程第 5 章に定める休職等となった教職員に支給される給与の規定を準用して支給する。この場合、給料を基本年俸月割額と読み替えるものとする。

- (1) 就業規則第 21 条第 1 項の規定による休職
- (2) 就業規則第 53 条第 3 号の規定による停職
- (3) 公立大学法人大阪教職員の育児・介護休業等に関する規程（以下「育児介護休業規程」という。）に規定する育児休業、出生時育児休業及び介護休業
- (4) 育児介護休業規程に規定する育児短日数勤務
- (5) 公立大学法人大阪教職員の自己啓発等休業に関する規程に基づく自己啓発等休業
- (6) 就業規則第 47 条に定める業務傷病休業又は通勤傷病休業

- 2 前項に規定する基本年俸月割額とは、基本年俸及び調整額の合計額を 12 で除した額（以下「基本年俸月割額」という。）とする。

（休職者等の業績年俸）

第 33 条 休職等の事由により勤務していない年俸制教員の業績年俸は、公立大学法人大阪管理職員給与規程（以下「管理職員給与規程」という。）第 18 条の規定を準用して支給する。この場合、管理職員を年俸制教員と読み替えるものとする。

（懲戒処分を受けた者に対する業績年俸の減額）

第 34 条 就業規則第 53 条に定める戒告、減給または停職の処分を受けた年俸制教員については、理事長が別に定めるところにより、業績年俸を減額して支給する。

第 6 章 給与の減額

（基本年俸の減額）

第 35 条 年俸制教員が所定の勤務日に勤務しないときは、次の各号に掲げる場合を除くほか、

給与規程第6章の規定を準用して、その勤務しない1日又は1時間につき勤務1日又は1時間当たりの基本年俸の額をその者に支給すべき基本年俸から減額する。この場合、給料を基本年俸月割額と読み替えるものとする。

- (1) 公立大学法人大阪教職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程（以下「勤務時間等規程」という。）第20条に規定する年次有給休暇
 - (2) 勤務時間等規程第27条第1項に規定する特別休暇
 - (3) 勤務時間等規程第31条に規定する病気休暇
 - (4) 勤務時間等規程第33条第1項の規定により職務専念義務の免除を受けた日又は時間
 - (5) 就業規則第19条に規定するクロスアポイントメント制度による出向の期間における出向先での所定の勤務日（出向先から当該所定の勤務日について給与を受けていないと認められる場合で、この項により給料を減じることとなる事由に相当する事由がないときに限る。）
 - (6) 前各号に定めるもののほか、理事長がやむを得ないと認めた場合
- 2 勤務1日当たりの基本年俸の額は、基本年俸月割額をその月の現日数から勤務を要しない日の日数を差し引いた日数で除した額とする。
- 3 勤務1時間当たりの基本年俸の額は、第28条を準用して計算する。

（基本年俸の減額方法）

第36条 前条の規定により減額すべき基本年俸の額は、減額すべき事由のあった日の属する月又はその翌月の基本年俸から差し引く。ただし、離職、停職等により給料から差し引くことができない場合において、この規程に基づくその他の未支給の給与があるときは、これから差し引き、未支給の給与がないときは、本人から回収する。

（諸手当の減額）

第37条 管理職手当、職務負担手当、初任給調整手当、地域手当、扶養手当、住居手当及び単身赴任手当の減額については、給与規程第48条から第50条までを準用して減額する。

第7章 給与の計算期間、支払日及び支払方法

（年俸の計算期間）

第38条 基本年俸及び業績年俸（以下「年俸」という。）の計算期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。

- 2 前項に定めるもののほか、給与の計算期間は、給与規程、公立大学法人大阪教職員通勤手当規程、公立大学法人大阪教職員特殊勤務手当規程、その他給与規程の関係規程において別に定める場合を除き、月の初日から末日までとする。

（支払日）

第39条 基本年俸及び諸手当の支給日は、給与規程第52条を準用して決定する。

- 2 業績年俸の支給日は、公立大学法人大阪教職員の期末手当及び勤勉手当に関する規程第14条を準用して決定する。

- 3 本規程等において別に定める場合を除き、管理職手当、職務負担手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当及び単身赴任手当については、その月の支給日に、特殊勤務手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当、管理職員深夜勤務手当、宿日直手当及びクロスアポイントメント手当については、翌月の支給日に支給する。
- 4 通勤手当の支給日は、公立大学法人大阪教職員通勤手当規程に定めるところによる。

(基本年俸及び業績年俸の支給方法)

第40条 基本年俸及び業績年俸は、次の各号に定めるところにより支給する。

- (1) 基本年俸 12等分して毎月の給与支給日に支給する。
- (2) 業績年俸 2等分して6月及び12月の業績年俸支給日に支給する。

(新たに年俸制教員になった者に対する支給方法)

第41条 計算期間の途中で新たに年俸制教員になった者の基本年俸及び業績年俸については、管理職員給与規程第13条を準用して支給する。この場合、管理職員を年俸制教員と読み替えるものとする。

(退職者等に対する支給方法)

第42条 年俸制教員である者が、年俸制教員の職を離れたときの基本年俸及び業績年俸については、管理職員給与規程第14条を準用して支給する。この場合、管理職員を年俸制教員と、就業規則第57条第1号を第57条第3号と、管理職を年俸制教員の職と読み替えるものとする。

(昇格者に対する支給方法)

第43条 年俸制教員のうち計算期間の途中で職務等級が変更された者の基本年俸及び業績年俸については、管理職員給与規程第15条を準用して支給する。この場合、管理職員を年俸制教員と読み替えるものとする。

(給与の支払方法等)

第44条 前5条に定めるほか、給与の支払方法等については、給与規程第7章及び第9章の規定を準用する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、令和元年11月1日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

(合併に伴う経過措置)

- 2 本則の規定にかかわらず、令和4年3月31日までの期間においては、本則中「時間外勤務手当」を「超過勤務手当」と読み替え、(旧)公立大学法人大阪市立大学年俸制教員給与規程及び関係する規程等に定める内容を適用する。

附 則 (令和2.3.31 規程49)

(施行期日)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3.3.31 規程 38）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4.3.31 規程 386）

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4.9.30 規程 620）

この規程は、令和4年10月1日から施行する。

別表第1

基本年俸表

号給	1 級	2 級	3 級	4 級
1	2,696,304	3,560,736	3,974,160	4,632,576
2	2,725,536	3,591,360	4,008,960	4,667,376
3	2,754,768	3,621,984	4,043,760	4,702,176
4	2,784,000	3,652,608	4,078,560	4,736,976
5	2,836,896	3,701,328	4,114,752	4,773,168
6	2,866,128	3,733,344	4,149,552	4,807,968
7	2,895,360	3,765,360	4,184,352	4,842,768
8	2,924,592	3,797,376	4,217,760	4,877,568
9	2,977,488	3,841,920	4,251,168	4,913,760
10	3,006,720	3,873,936	4,285,968	4,949,952
11	3,035,952	3,904,560	4,320,768	4,986,144
12	3,065,184	3,936,576	4,354,176	5,022,336
13	3,118,080	3,974,160	4,387,584	5,054,352
14	3,147,312	4,006,176	4,422,384	5,090,544
15	3,176,544	4,038,192	4,457,184	5,126,736
16	3,205,776	4,070,208	4,490,592	5,162,928
17	3,258,672	4,095,264	4,522,608	5,194,944
18	3,287,904	4,127,280	4,557,408	5,232,528
19	3,317,136	4,159,296	4,590,816	5,270,112
20	3,346,368	4,191,312	4,621,440	5,304,912
21	3,399,264	4,208,016	4,632,576	5,335,536
22	3,428,496	4,238,640	4,667,376	5,373,120
23	3,457,728	4,269,264	4,700,784	5,410,704

24	3, 486, 960	4, 297, 104	4, 732, 800	5, 446, 896
25	3, 539, 856	4, 315, 200	4, 742, 544	5, 477, 520
26	3, 569, 088	4, 345, 824	4, 775, 952	5, 513, 712
27	3, 598, 320	4, 375, 056	4, 809, 360	5, 549, 904
28	3, 627, 552	4, 401, 504	4, 838, 592	5, 584, 704
29	3, 680, 448	4, 419, 600	4, 852, 512	5, 616, 720
30	3, 709, 680	4, 448, 832	4, 883, 136	5, 654, 304
31	3, 738, 912	4, 478, 064	4, 913, 760	5, 690, 496
32	3, 768, 144	4, 504, 512	4, 940, 208	5, 723, 904
33	3, 812, 688	4, 522, 608	4, 954, 128	5, 751, 744
34	3, 841, 920	4, 551, 840	4, 986, 144	5, 789, 328
35	3, 871, 152	4, 581, 072	5, 015, 376	5, 824, 128
36	3, 900, 384	4, 607, 520	5, 040, 432	5, 856, 144
37	3, 933, 792	4, 625, 616	5, 055, 744	5, 885, 376
38	3, 963, 024	4, 654, 848	5, 083, 584	5, 921, 568
39	3, 992, 256	4, 684, 080	5, 111, 424	5, 956, 368
40	4, 021, 488	4, 707, 744	5, 133, 696	5, 991, 168
41	4, 046, 544	4, 724, 448	5, 155, 968	6, 019, 008
42	4, 074, 384	4, 753, 680	5, 185, 200	6, 056, 592
43	4, 103, 616	4, 782, 912	5, 214, 432	6, 092, 784
44	4, 131, 456	4, 809, 360	5, 239, 488	6, 127, 584
45	4, 150, 944	4, 820, 496	5, 252, 016	6, 151, 248
46	4, 180, 176	4, 849, 728	5, 279, 856	6, 188, 832
47	4, 209, 408	4, 878, 960	5, 306, 304	6, 226, 416
48	4, 238, 640	4, 902, 624	5, 331, 360	6, 261, 216
49	4, 249, 776	4, 913, 760	5, 346, 672	6, 283, 488
50	4, 276, 224	4, 942, 992	5, 374, 512	6, 321, 072
51	4, 302, 672	4, 969, 440	5, 402, 352	6, 358, 656
52	4, 327, 728	4, 995, 888	5, 426, 016	6, 394, 848
53	4, 348, 608	5, 004, 240	5, 441, 328	6, 415, 728
54	4, 369, 488	5, 032, 080	5, 469, 168	6, 450, 528
55	4, 390, 368	5, 057, 136	5, 497, 008	6, 486, 720
56	4, 407, 072	5, 079, 408	5, 519, 280	6, 522, 912
57	4, 420, 992	5, 093, 328	5, 534, 592	6, 547, 968
58	4, 440, 480	5, 121, 168	5, 562, 432	6, 582, 768

59	4, 459, 968	5, 143, 440	5, 590, 272	6, 620, 352
60	4, 476, 672	5, 165, 712	5, 616, 720	6, 655, 152
61	4, 493, 376	5, 178, 240	5, 627, 856	6, 677, 424
62	4, 512, 864	5, 204, 688	5, 655, 696	6, 712, 224
63	4, 532, 352	5, 229, 744	5, 683, 536	6, 747, 024
64	4, 549, 056	5, 252, 016	5, 708, 592	6, 780, 432
65	4, 565, 760	5, 261, 760	5, 718, 336	6, 794, 352
66	4, 585, 248	5, 288, 208	5, 743, 392	6, 827, 760
67	4, 603, 344	5, 311, 872	5, 768, 448	6, 861, 168
68	4, 618, 656	5, 335, 536	5, 793, 504	6, 894, 576
69	4, 633, 968	5, 345, 280	5, 807, 424	6, 911, 280
70	4, 653, 456	5, 371, 728	5, 831, 088	6, 943, 296
71	4, 672, 944	5, 396, 784	5, 854, 752	6, 975, 312
72	4, 691, 040	5, 421, 840	5, 878, 416	7, 005, 936
73	4, 698, 000	5, 428, 800	5, 896, 512	7, 022, 640
74	4, 717, 488	5, 453, 856	5, 920, 176	7, 054, 656
75	4, 735, 584	5, 478, 912	5, 943, 840	7, 086, 672
76	4, 753, 680	5, 498, 400	5, 964, 720	7, 115, 904
77	4, 760, 640	5, 512, 320	5, 982, 816	7, 132, 608
78	4, 780, 128	5, 535, 984	6, 006, 480	7, 159, 056
79	4, 799, 616	5, 559, 648	6, 030, 144	7, 185, 504
80	4, 817, 712	5, 580, 528	6, 051, 024	7, 211, 952
81	4, 821, 888	5, 595, 840	6, 069, 120	7, 234, 224
82	4, 841, 376	5, 619, 504	6, 091, 392	7, 252, 320
83	4, 860, 864	5, 643, 168	6, 113, 664	7, 269, 024
84	4, 878, 960	5, 662, 656	6, 134, 544	7, 284, 336
85	4, 883, 136	5, 677, 968	6, 154, 032	7, 299, 648
86	4, 902, 624	5, 701, 632	6, 176, 304	7, 316, 352
87	4, 922, 112	5, 725, 296	6, 198, 576	7, 333, 056
88	4, 940, 208	5, 746, 176	6, 216, 672	7, 346, 976
89	4, 944, 384	5, 760, 096	6, 230, 592	7, 355, 328
90	4, 962, 480	5, 779, 584	6, 252, 864	7, 372, 032
91	4, 980, 576	5, 799, 072	6, 275, 136	7, 388, 736
92	4, 997, 280	5, 818, 560	6, 297, 408	7, 402, 656
93	5, 005, 632	5, 838, 048	6, 307, 152	7, 409, 616

94	5, 022, 336	5, 853, 360	6, 325, 248	7, 422, 144
95	5, 034, 864	5, 868, 672	6, 343, 344	7, 434, 672
96	5, 046, 000	5, 883, 984	6, 360, 048	7, 444, 416
97	5, 051, 568	5, 897, 904	6, 368, 400	7, 456, 944
98	5, 066, 880	5, 913, 216	6, 383, 712	7, 469, 472
99	5, 078, 016	5, 925, 744	6, 399, 024	7, 482, 000
100	5, 087, 760	5, 938, 272	6, 411, 552	7, 491, 744
101	5, 094, 720	5, 941, 056	6, 422, 688	7, 500, 096
102	5, 107, 248	5, 954, 976	6, 438, 000	7, 512, 624
103	5, 118, 384	5, 967, 504	6, 451, 920	7, 525, 152
104	5, 128, 128	5, 977, 248	6, 463, 056	7, 534, 896
105	5, 137, 872	5, 984, 208	6, 470, 016	7, 540, 464
106	5, 150, 400	5, 998, 128	6, 483, 936	7, 552, 992
107	5, 161, 536	6, 012, 048	6, 497, 856	7, 565, 520
108	5, 172, 672	6, 023, 184	6, 507, 600	7, 573, 872
109	5, 181, 024	6, 027, 360	6, 517, 344	7, 580, 832
110	5, 193, 552	6, 039, 888	6, 531, 264	7, 593, 360
111	5, 204, 688	6, 052, 416	6, 545, 184	7, 603, 104
112	5, 215, 824	6, 063, 552	6, 556, 320	7, 612, 848
113	5, 222, 784	6, 070, 512	6, 564, 672	7, 619, 808
114	5, 235, 312	6, 080, 256	6, 578, 592	7, 632, 336
115	5, 246, 448	6, 091, 392	6, 591, 120	7, 642, 080
116	5, 256, 192	6, 098, 352	6, 600, 864	7, 651, 824
117	5, 264, 544	6, 101, 136	6, 610, 608	7, 656, 000
118	5, 277, 072		6, 624, 528	7, 667, 136
119	5, 288, 208		6, 638, 448	7, 676, 880
120	5, 299, 344		6, 649, 584	7, 685, 232
121	5, 306, 304		6, 653, 760	7, 688, 016
122	5, 318, 832			
123	5, 329, 968			
124	5, 341, 104			
125	5, 348, 064			
126	5, 360, 592			
127	5, 371, 728			
128	5, 382, 864			

129	5,389,824			
130	5,402,352			
131	5,414,880			
132	5,426,016			
133	5,431,584			
134	5,444,112			
135	5,456,640			
136	5,462,208			
137	5,466,384			

備考 この年俸表は、教員に適用する。

別表第2

年俸の定時改定の号給数

		成績			
		S	A	B	C
年数	3	理事長が 個別に定 める	18	12	6
	2		12	8	4
	1		6	4	2

別表第3

基本年俸の調整額

年俸制教員	支給額
(1) 給与規程別表第5の教育職給料表の欄の(1)に定める者	4級 643,104円 3級 559,584円 2級 530,352円
(2) 給与規程別表第5の教育職給料表の欄の(2)に定める者	4級 428,736円 3級 373,056円
(3) 給与規程別表第5の教育職給料表の欄の(3)に定める者	2級 353,568円
(4) 給与規程別表第5の教育職給料表の欄の(4)に定める者	4級 214,368円 3級 186,528円 2級 176,784円
(5) 給与規程別表第5の教育職給料表の欄の(5)に定める者	
(6) 給与規程別表第5の教育職給料表の欄の(6)に定める者	1級 154,512円
(7) 給与規程別表第5の教育職給料表の欄の(7)に定める者	386,280円
(8) 給与規程別表第5の教育職給料表の欄の(8)に定める者	441,960円
(9) 給与規程別表第5の教育職給料表の欄の(9)に定める者	466,320円

(10) 給与規程別表第5の教育職給料表の欄の (10)に定める者	535,920円
(11) 給与規程別表第5の教育職給料表の欄の (11)に定める者	150,336円
(12) 給与規程別表第5の教育職給料表の欄の (12)に定める者	112,752円

別表第4

業績年俸表

号給	1級	2級	3級	4級
1	1,014,484	1,403,522	1,566,480	1,958,806
2	1,025,482	1,415,594	1,580,198	1,973,522
3	1,036,480	1,427,664	1,593,914	1,988,236
4	1,047,480	1,439,736	1,607,632	2,002,950
5	1,067,382	1,458,940	1,621,898	2,018,254
6	1,078,380	1,471,558	1,635,614	2,032,968
7	1,089,378	1,484,178	1,649,332	2,047,682
8	1,100,376	1,496,798	1,662,500	2,062,398
9	1,120,278	1,514,356	1,675,668	2,077,700
10	1,131,278	1,526,976	1,689,384	2,093,004
11	1,142,276	1,539,046	1,703,102	2,108,306
12	1,153,274	1,551,666	1,716,270	2,123,610
13	1,173,176	1,566,480	1,729,438	2,137,148
14	1,184,176	1,579,100	1,743,156	2,152,450
15	1,195,174	1,591,720	1,756,872	2,167,754
16	1,206,172	1,604,340	1,770,040	2,183,058
17	1,226,074	1,614,216	1,782,660	2,196,594
18	1,237,072	1,626,836	1,796,378	2,212,486
19	1,248,072	1,639,454	1,809,546	2,228,378
20	1,259,070	1,652,074	1,821,616	2,243,092
21	1,278,972	1,658,658	1,826,006	2,256,042
22	1,289,970	1,670,730	1,839,724	2,271,934

23	1,300,970	1,682,800	1,852,892	2,287,826
24	1,311,968	1,693,774	1,865,512	2,303,128
25	1,331,870	1,700,908	1,869,352	2,316,078
26	1,342,868	1,712,978	1,882,520	2,331,380
27	1,353,866	1,724,500	1,895,688	2,346,684
28	1,364,866	1,734,926	1,907,210	2,361,398
29	1,384,768	1,742,058	1,912,698	2,374,936
30	1,395,766	1,753,580	1,924,768	2,390,828
31	1,406,764	1,765,102	1,936,840	2,406,130
32	1,417,764	1,775,528	1,947,264	2,420,256
33	1,434,522	1,782,660	1,952,752	2,432,028
34	1,445,522	1,794,182	1,965,370	2,447,920
35	1,456,520	1,805,704	1,976,894	2,462,634
36	1,467,518	1,816,130	1,986,770	2,476,172
37	1,480,088	1,823,262	1,992,804	2,488,532
38	1,491,086	1,834,784	2,003,778	2,503,836
39	1,502,086	1,846,308	2,014,752	2,518,550
40	1,513,084	1,855,634	2,023,530	2,533,264
41	1,522,512	1,862,218	2,032,310	2,545,036
42	1,532,986	1,873,742	2,043,832	2,560,928
43	1,543,984	1,885,264	2,055,354	2,576,232
44	1,554,460	1,895,688	2,065,230	2,590,946
45	1,561,792	1,900,078	2,070,168	2,600,952
46	1,572,790	1,911,600	2,081,142	2,616,844
47	1,583,788	1,923,122	2,091,568	2,632,736
48	1,594,788	1,932,450	2,101,444	2,647,450
49	1,598,978	1,936,840	2,107,478	2,656,868
50	1,608,928	1,948,362	2,118,452	2,672,758
51	1,618,880	1,958,786	2,129,426	2,688,650
52	1,628,306	1,969,212	2,138,754	2,703,954
53	1,636,162	1,972,504	2,144,790	2,712,782
54	1,644,018	1,983,478	2,155,762	2,727,498
55	1,651,874	1,993,354	2,166,736	2,742,800
56	1,658,160	2,002,132	2,175,516	2,758,104
57	1,663,398	2,007,620	2,181,550	2,768,698

58	1, 670, 730	2, 018, 592	2, 192, 524	2, 783, 412
59	1, 678, 062	2, 027, 372	2, 203, 498	2, 799, 304
60	1, 684, 346	2, 036, 150	2, 213, 922	2, 814, 020
61	1, 690, 632	2, 041, 088	2, 218, 312	2, 823, 436
62	1, 697, 964	2, 051, 514	2, 229, 286	2, 838, 152
63	1, 705, 296	2, 061, 390	2, 240, 260	2, 852, 866
64	1, 711, 582	2, 070, 168	2, 250, 136	2, 866, 992
65	1, 717, 866	2, 074, 010	2, 253, 976	2, 872, 878
66	1, 725, 198	2, 084, 434	2, 263, 852	2, 887, 004
67	1, 732, 008	2, 093, 762	2, 273, 728	2, 901, 130
68	1, 737, 768	2, 103, 090	2, 283, 606	2, 915, 256
69	1, 743, 530	2, 106, 930	2, 289, 092	2, 922, 318
70	1, 750, 862	2, 117, 356	2, 298, 420	2, 935, 856
71	1, 758, 194	2, 127, 232	2, 307, 748	2, 949, 394
72	1, 765, 002	2, 137, 108	2, 317, 074	2, 962, 342
73	1, 767, 622	2, 139, 852	2, 324, 208	2, 969, 406
74	1, 774, 954	2, 149, 728	2, 333, 536	2, 982, 942
75	1, 781, 762	2, 159, 604	2, 342, 862	2, 996, 480
76	1, 788, 572	2, 167, 286	2, 351, 092	3, 008, 840
77	1, 791, 190	2, 172, 772	2, 358, 226	3, 015, 904
78	1, 798, 522	2, 182, 100	2, 367, 554	3, 027, 086
79	1, 805, 854	2, 191, 426	2, 376, 880	3, 038, 270
80	1, 812, 664	2, 199, 658	2, 385, 110	3, 049, 452
81	1, 814, 234	2, 205, 692	2, 392, 244	3, 058, 870
82	1, 821, 566	2, 215, 020	2, 401, 022	3, 066, 522
83	1, 828, 900	2, 224, 348	2, 409, 802	3, 073, 584
84	1, 835, 708	2, 232, 030	2, 418, 032	3, 080, 060
85	1, 837, 278	2, 238, 064	2, 425, 714	3, 086, 534
86	1, 844, 612	2, 247, 392	2, 434, 492	3, 093, 596
87	1, 851, 944	2, 256, 720	2, 443, 272	3, 100, 660
88	1, 858, 752	2, 264, 950	2, 450, 404	3, 106, 546
89	1, 860, 324	2, 270, 436	2, 455, 890	3, 110, 076
90	1, 867, 132	2, 278, 118	2, 464, 670	3, 117, 140
91	1, 873, 940	2, 285, 800	2, 473, 448	3, 124, 202
92	1, 880, 226	2, 293, 482	2, 482, 228	3, 130, 088

93	1, 883, 368	2, 301, 162	2, 486, 068	3, 133, 032
94	1, 889, 652	2, 307, 198	2, 493, 200	3, 138, 328
95	1, 894, 366	2, 313, 234	2, 500, 334	3, 143, 626
96	1, 898, 556	2, 319, 270	2, 506, 918	3, 147, 746
97	1, 900, 652	2, 324, 756	2, 510, 210	3, 153, 044
98	1, 906, 412	2, 330, 792	2, 516, 246	3, 158, 340
99	1, 910, 602	2, 335, 730	2, 522, 280	3, 163, 638
100	1, 914, 268	2, 340, 668	2, 527, 220	3, 167, 758
101	1, 916, 888	2, 341, 766	2, 531, 608	3, 171, 290
102	1, 921, 602	2, 347, 252	2, 537, 644	3, 176, 586
103	1, 925, 790	2, 352, 190	2, 543, 130	3, 181, 884
104	1, 929, 458	2, 356, 030	2, 547, 520	3, 186, 004
105	1, 933, 124	2, 358, 774	2, 550, 264	3, 188, 358
106	1, 937, 838	2, 364, 262	2, 555, 750	3, 193, 656
107	1, 942, 026	2, 369, 748	2, 561, 238	3, 198, 954
108	1, 946, 216	2, 374, 138	2, 565, 078	3, 202, 484
109	1, 949, 360	2, 375, 784	2, 568, 918	3, 205, 428
110	1, 954, 072	2, 380, 722	2, 574, 406	3, 210, 724
111	1, 958, 262	2, 385, 660	2, 579, 892	3, 214, 844
112	1, 962, 452	2, 390, 050	2, 584, 282	3, 218, 964
113	1, 965, 072	2, 392, 792	2, 587, 574	3, 221, 908
114	1, 969, 786	2, 396, 634	2, 593, 060	3, 227, 206
115	1, 973, 976	2, 401, 022	2, 597, 998	3, 231, 326
116	1, 977, 642	2, 403, 766	2, 601, 840	3, 235, 446
117	1, 980, 784	2, 404, 864	2, 605, 680	3, 237, 212
118	1, 985, 498		2, 611, 168	3, 241, 920
119	1, 989, 688		2, 616, 654	3, 246, 040
120	1, 993, 878		2, 621, 044	3, 249, 572
121	1, 996, 496		2, 622, 690	3, 250, 748
122	2, 001, 210			
123	2, 005, 400			
124	2, 009, 590			
125	2, 012, 208			
126	2, 016, 922			
127	2, 021, 112			

128	2,025,302			
129	2,027,920			
130	2,032,634			
131	2,037,348			
132	2,041,538			
133	2,043,632			
134	2,048,346			
135	2,053,060			
136	2,055,154			
137	2,056,726			

備考 この年俸表は、教員に適用する。

別表第5

業績年俸加算表

区分	加算額
別表第3(1)の適用を受ける者	4級 271,922円 3級 220,568円 2級 209,044円
別表第3(2)及び(3)の適用を受ける者	4級 181,282円 3級 147,042円 2級 139,362円
別表第3(4)及び(5)の適用を受ける者	4級 90,638円 3級 73,520円 2級 69,680円
別表第3(6)の適用を受ける者	1級 58,130円
別表第3(7)の適用を受ける者	145,334円
別表第3(8)の適用を受ける者	174,204円
別表第3(9)の適用を受ける者	183,806円
別表第3(10)の適用を受ける者	226,600円
別表第3(11)の適用を受ける者	4級 63,566円 3級 59,254円 2級 59,254円 1級 56,562円
別表第3(12)の適用を受ける者	4級 47,674円 3級 44,440円

	2級 44,440 円
	1級 42,418 円